

○桜井宇陀広域連合財政状況の公表に関する条例

〔平成9年3月31日〕
〔 条 例 第 2 3 号 〕

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により公表すべき財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月にこれを行うものとする。

2 天災その他避けることができない事故により、前項の期日に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は、事故のやんだときから1月以内においてその期日を定め、これを公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により6月に公表する財政状況においては、前年度10月1日から同年度3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動行及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 連合構成市町村の負担状況
- (3) その他広域連合長が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の収支の状況を明らかにするものとする。

3 広域連合長は、必要に応じ財政状況の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書を附表として添付することができる。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、桜井宇陀広域連合公告式条例（平成9年3月桜井宇陀広域連合条例第2号）の定めるところによりこれを行う。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。